

中世前期：荘園制の成立
中世後期：集約化と村請制
近世：所有権の保護と市場の規制
近代：規制緩和
成長と課税

土地利用

19世紀以前

中林真幸

東京大学社会科学研究所

日本経済学会 2018 年秋季大会

2018 年 9 月 9 日

学習院大学

Section 1

中世前期：荘園制の成立

律令制の継受

701 年大宝律令

- 中華帝国の中央集権の建前を履行
 - 全ての人民と土地は天皇に帰属。
 - 隸下に残余の収取を認めない。
 - 農地の開発と維持の誘因の抹殺。
 - 農地荒廃。貧窮問答歌。

荘園

743年墾田永年私財法

- 新規開発耕地の私有を認め、租税を免除。
 - 開発地は「立券」（天皇の勅許状発出）を経て荘園として認められる。
 - 立券を受けた者（荘園領主）は天皇の統治行為を委任され、行政司法費用を賄うために国衙が有する徴税権も委任される。
 - 荘園の拡大（8～11世紀）
 - 初期には大寺社の開発が中心。
 - 地方豪族による開発。大寺社、貴族、天皇家に「寄進」した後に荘園として立券、自身は荘園の現地管理にあたる荘官に補任される。

国司の誘因

国司の徴税請負（8世紀半ば～）

- 朝廷に納付する租税を定額化し、それを超える国衙領からの徴税分や運用益を国司が収取。
 - 課税権の委任によって経営の誘因を与える点において荘園と相似的。
 - 「荘園公領制」。

荘園制の構造

重層的、分散的な職の体系

- 一元的な国家権力の不在
 - 荘園内
 - 補任権を持つ荘園領主と法を執行する荘官。
 - 荘園間
 - 公家、寺社、武家の諸権門が鼎立。
- 排他的な所有者の不在
 - 定額地代請求権を持つ重層的な職保有者。
 - 残余請求権を持つ耕作者。

11～13世紀の分配

- 領主（荘園領主、領家、荘官）と農業従事者（名主、下作人）の間で 1:1
 - 畿内への所得移転の動脈。

Section 2

中世後期：集約化と村請制

集約化と定住化

13～15世紀：耕地拡大から集約化へ

- 中世的な資源動員力において開発可能な未開地の消滅。
 - 労働と資本（肥料、農具）をより多く投入し、土地生産性を持続的に高め、連作する集約型農業の成立。
 - 技術革新ではない。労働と資本に対する土地の相対価格上昇による技術選択。

定住化

- 集約型農業には耕作者の投資意欲が不可欠。
 - 耕作者の定住を促す契約へ。
 - 地主と耕作者が集住する集村の形成。

加地子の成立

- 生産性増分の多くは^{かじし}加地子として地主が稼得。
 - 分配は、領主：地主：耕作者=1:1:1へ。

戦国大名と村の契約

荘園制の解体

- 執行力を独占する武士の台頭。
- 戦国大名が排他的な課税権者に。

惣村

- 集住した地主と耕作者は惣村^{そうそん}を形成。
 - 農業投資。
 - 住民に対する耕作権の割り当て。

村請制

- 村は領主と交渉して年貢納付率／額を契約。
 - 武装と武力行使の自由、自力救済。
 - 年貢納付契約が履行される限り、大名は村政に不干涉。
 - 村を単位とした農民の残余請求権の成立。

Section 3

近世：所有権の保護と市場の規制

個別農家の所有権

豊臣政権

- 「刀狩り」。武力行使の禁止。
- 裁量的な徴税の禁止。

江戸幕府

- 1670年代までに地籍調査によって耕作に従事する直系家族を特定（検地）。
 - 年貢納付を条件として個別農家の所有権を保障。

商品市場リスクと自然リスク

米納年貢

- 商品市場リスクからの隔離。

不作時の年貢引き下げ

- 不作時には一時的に年貢減免、もしくは定額
じょうめんせい（定免制）から定率けみせい（検見制）への一時的な変更。

村請制

- 村全体として年貢納付額を満たしていれば土地は差し押さえられない。
 - 村内リスクシェアの奨励。

土地市場と金融市場の規制

1643年田畑永代売買禁止令^{でんばたえいだいばいばいきんしれい}

- 特に村外の所有者の権利は保護されない。

吉宗政権期（1716–1745年）の農業金融法制整備

- 債務者の権利を明確化し、代官による担保権執行（質流れ）の要件を厳格化。
 - 村外債権者の債権は金公事扱い（^{かねくじ}相対の和解が原則）。^{あいたい}
 - 代官が本公事として取り上げ、担保権を執行するのは債権者が同一村内住民である場合のみ。
 - 中世の農業金融と対照的。
 - 土地集積と貧富の差の拡大を抑止。
 - 土地所有農民（^{ほんびやくしやう}本百姓）の支持に支えられた高い徴税力と社会的安定。

Section 4

近代：規制緩和

明治維新

1873年^{ちそ}地租改正条例

- 本百姓の所有権を確認。
- 村請制の廃止
- 地租金納。
- 不作時の地租減免廃止。

1873年^{じしよしちいれかきいれきそく}地所質入書入規則

- 債権者の居住地にかかわらず、法廷が担保権（質流れ）を執行。

地主制

地主制の急拡大

- 小作地率：1870年代前半の27%から1900年代には45%に。

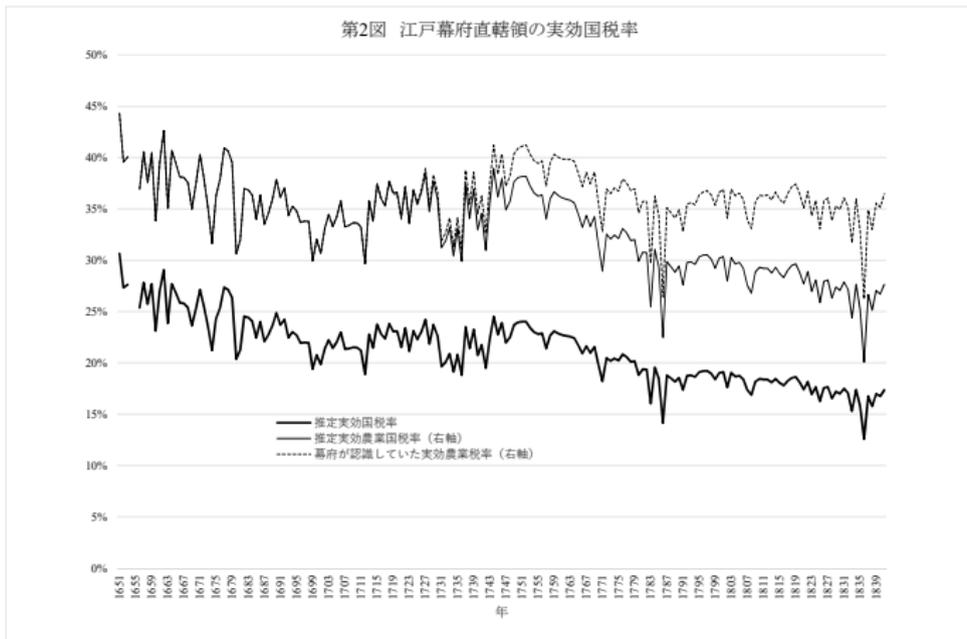
リスクシェアリング・メカニズムとしての地主制

- 不作時の小作料減免。
- 小作料米納。
 - 幕藩体制のリスクシェアリング・メカニズムを代替。

Section 5

成長と課税

中世前期：荘園制の成立
中世後期：集約化と村請制
近世：所有権の保護と市場の規制
近代：規制緩和
成長と課税



概観

成長

- 中世前期、生産性は停滞。外延的な成長。
- 生産性は戦国期に上昇し始め、18世紀に加速。
 - 1人当たり GDP は18世紀に中国を、19世紀半ばまでにヨーロッパ後発国を追い抜く。

幕府の課税力

- 土地所有権を確立した17世紀に最高を記録。
 - 総生産の30%程度。
- 18世紀前半に年貢額は固定、成長と共に課税率は低下。
 - しかし、19世紀半ばにも15--16%を維持しており、同時代の中国やトルコ（8%程度）よりはるかに高い。

参考文献

深尾京司・中村尚史・中林真幸編『岩波講座 日本経済の歴史 第1巻 中世 11世紀から16世紀後半』岩波書店、2017年。

深尾京司・中村尚史・中林真幸編『岩波講座 日本経済の歴史 第2巻 近世 16世紀末から19世紀前半』岩波書店、2017年。

深尾京司・中村尚史・中林真幸編『岩波講座 日本経済の歴史 第3巻 近代1 19世紀後半から第一次世界大戦前(1913)』岩波書店、2017年。

Yu Mandai and Masaki Nakabayashi, "Stabilize the peasant economy: Governance of foreclosure by the shogunate," *Journal of Policy Modeling*, 40(2), 305–327, March–April 2018.